

知っておきたい

マイナンバー



マイナンバー
キャラクター
マイナちゃん

マイナンバー制度
(社会保障・税番号制度)
が始まります

**マイナンバー
制度とは**

住民票がある人全員が12桁のマイナンバー(個人番号)を持ち、行政手続等の際に利用する制度です。社会保障・税制度の効率性や透明性を高め、便利で公平・公正な社会の実現を目的としています。

平成**27**年
10月から



区民の皆さんにマイナンバーの通知カードが届きます

住民票の住所に、マイナンバーが記載された通知カードが、世帯ごとに簡易書留で送付されます。



Q 何か準備しておくことはあるの?

A マイナンバーの通知カードは、世帯単位で住民票の住所に送付されるため、住民票の住所地を確認してください。



平成**28**年
1月から



マイナンバーを利用した行政手続(社会保障・税・災害対策)開始 個人番号カードを希望者に交付



Q どの手続のときにマイナンバーが必要になるの?

A 例えば、児童手当の現況届の提出や、所得税の確定申告等のときです。



Q 住民基本台帳カードはどうなるの?

A 個人番号カードを交付する際に、住民基本台帳カードは回収しますが、現在、発行されている住民基本台帳カードを有効期限まで利用することもできます。



平成**29**年
1月から



マイナポータル の運用開始

個人がパソコン等で、自分の情報がいつ、どの行政機関の間でやりとりされたのかを確認することができます。

平成**29**年
7月から



地方公共団体等を含めた 情報連携を開始

マイナンバーを利用して行政機関等の中で情報連携(やりとり)をします。それにより行政手続の際に一部の添付書類が不要となります。

国の行政機関の間では平成29年1月から情報連携を開始します。

国のコールセンター

マイナンバー制度の問い合わせ(全国共通ナビダイヤル)

国は、マイナンバー制度の概要や個人番号カードについて、コールセンターを開設しています。

日本語窓口 ☎0570-20-0178

外国語窓口(※) ☎0570-20-0291

(※英語、中国語、ハングル、スペイン語、ポルトガル語で対応)

開設時間 平日午前9時30分～午後5時30分
(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

区の通知カードの送付・個人番号 カード交付の問い合わせ窓口

☎0570-00-1277

(芝地区総合支所区民課 ナビダイヤル)

開設時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
水曜のみ 午前8時30分～午後7時
(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

問い合わせ

- マイナンバー制度について
企画課企画担当 ☎3578-2573
- 個人番号の通知について
芝地区総合支所区民課個人番号カード交付推進担当 ☎3578-3139
- 個人情報の保護について
区政情報課個人情報保護・情報公開担当 ☎3578-2082

最新情報はここから

マイナンバーホームページ(内閣官房ホームページ)

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

個人番号カード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>

通知カードの送付について 平成27年10月5日(月)以降、送付します

マイナンバーの通知カードが届いたら、封筒の内容物を確認してください。

- 通知カード(世帯人数分)
- 個人番号カードの申請書(世帯人数分)
- ご案内(1部)
- 申請書の送付用封筒(1部)

通知カードには、マイナンバー(個人番号)・氏名・住所・生年月日・性別が記載されています。平成28年1月から、各種手続や申請のときに通知カードが必要になります。紛失しないよう、大切に保管してください。

記載されている住所や氏名等を変更する手続の際には、通知カードが必要になりますので、必ずご持参ください。



通知カード(表)イメージ



Q 生まれたばかりの赤ちゃんにもマイナンバーが付番されるのですか?

A 出生の届出をして住民票を作成したとき、マイナンバーを付番します。通知カードは後日送付します。



Q 日本に住んでいる外国籍の人にもマイナンバーが付番されるのですか?

A 住民登録をしている人は、外国籍の人も含めてマイナンバーが付番されます。



通知カード(裏)イメージ

東日本大震災の被災者およびDV・ストーカー等被害者の人等で、やむを得ない理由により住民票の住所とお住まいの住所が異なる人は、住民票のある区市町村へご相談ください。

問い合わせ

芝地区総合支所区民課
個人番号カード交付推進担当
☎3578-3139

個人番号カードの交付について 平成28年1月から、交付します

個人番号カードは、顔写真付きのICチップが入ったカードです。本人確認のための公的な身分証明書として使用できる他、ICチップに記録される電子証明書を用いて、国税電子申告・納税システム(e-TAX)の電子申請や、コンビニで住民票等の証明書の取得をすることができます。

交付を希望する人は、通知カードに同封される個人番号カードの申請書に顔写真を貼り、郵送してください。スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請することもできます。

個人番号カードは、平成28年1月から各総合支所の窓口で交付します。



個人番号カード(表)イメージ



個人番号カード(裏)イメージ



Q 個人番号カードに有効期限はありますか?

A 20歳以上の人は10年、20歳未満の人は顔立ちの変化を考慮して5年です。



個人番号カードの表面には、氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にはマイナンバー(個人番号)が記載される予定です。

初回の交付手数料は無料です。

※個人番号カードのICチップには、所得情報や病歴等のプライバシー性の高い個人情報は記録されません。

個人情報保護対策について

○個人情報是一元管理されません

個人情報はこれまでどおり区役所、税務署等の行政機関ごとに分散して管理します。国で一元管理することはありません。

○情報のやりとりは暗号化した上、限定的に行います

行政機関等の間での個人情報の照会・提供は、必要な個人情報のみに限定し、専用のネットワークを使います。このネットワーク上の通信は、情報を暗号化し、直接読み取れないようにします。

○「なりすまし」対策を講じています

区が区民の皆さんにマイナンバー提示を求めるときは、他人のなりすましを防ぐため、マイナンバーが正しい番号であることを窓口で確認します。また、提示者がマイナンバーの持ち主であることを、運転免許証やパスポート等で確認します。



Q 他人からマイナンバーを聞かれたら?

A 正当な理由なく他人のマイナンバーを収集することは法律で禁止されています。



事業者の皆さんもマイナンバーへの対応が必要です

従業員を雇用している事業者は、平成28年1月以降、税の源泉徴収、健康保険および厚生年金の手続等で、対応が必要になります。各種法定調書や被保険者資格取得届等にマイナンバーを記載し、行政機関等に提出してください。

詳しくは、表面の国のコールセンターにお問い合わせください。



Q 従業員のマイナンバーは、いつまでに取得する必要がありますか?

A マイナンバーを記載した法定調書等を、行政機関等に提出するときまでに取得しておく必要があります。



事業者の皆さんも、マイナンバーの取り扱いの準備が必要です。事業者向けのご案内、ガイドラインをご覧ください。

- ・マイナンバーホームページ(「事業者のみなさまへ」をクリック)
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>
- ・事業者向けガイドライン(特定個人情報保護委員会ホームページ)
<http://www.ppc.go.jp/> ※事業者向けの説明資料やQ&Aが掲載されています。